

【令和6年1月1日発生の能登半島地震における主な支援制度一覧】

令和8年4月1日時点 Ver. 10.0

中能登町では、地震で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。
※最新情報は町ホームページでご確認ください。

各種支援制度を受けるには、手続きが必要です。
 各種手続きは「中能登町役場 行政サービス庁舎」で行っています。
 ※詳しくは、各担当課までお問い合わせください

項目	支援制度名(担当課)	支援内容	罹災証明	罹災証明の基準						必要書類等 円滑にお手続きいただけるよう、事前にご準備をお願いします。	
				全壊 50%以上	大規模 半壊 40%以上 50%未満	中規模 半壊 30%以上 40%未満	半壊 20%以上 30%未満	準半壊 10%以上 20%未満	一部損壊 10%未満		
支援金の支給	被災者生活再建支援金 (住民窓口課 72-3132)	居住する住宅に被害を受けた世帯の世帯主に対し、被災者生活再建支援金が支給されます。住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給します。世帯人数、罹災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、1.5万円から300万円までの間の額が支給されます。 ※罹災証明書の被害の程度が変わった場合は、お問い合わせください。 支援金(受付終了:令和8年2月2日まで) 加算金(申請期限:令和9年2月1日まで)	必要	○	○	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②世帯主の預金通帳 ③住民票(窓口発行のみ手数料免除) ※代理の場合は委任状が必要 ④求付者の本人確認書類 ※半壊等で解体した場合は解体証明書 ※加算支援金申請の場合は契約書等 ※住民登録がない場合は居住を証明する書類
義援金の支給	義援金(石川県・中能登町) (会計課 72-3130)	災害により人的被害及び住家被害を受けた方に対し、国内外の皆様から、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会、中能登町に寄せられた義援金が配分されます。 ※罹災証明書の被害の程度が変わった場合は、お問い合わせください。	必要	○	○	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②預金通帳 ※重傷を負った方は医師の診断書 ※みなし全壊の場合は解体証明書等 ※住民登録がない場合は居住を証明する書類
弔慰金の支給	災害弔慰金 (長寿福祉課 72-3135)	災害により死亡したとき、その者の遺族に対して、災害弔慰金が支給されます。 ①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円	不要								来庁者の本人確認
見舞金の支給	災害障害見舞金 (長寿福祉課 72-3135)	災害により重度の障害を受けたとき、当事者に対し、災害障害見舞金が支給されます。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円	不要								来庁者の本人確認
生活支援	建設型応急住宅入居者向け生活家電の購入支援 (長寿福祉課 72-3135)	建設型応急住宅に入居している方へ生活家電の購入を支援します。 対象家電:洗濯機・冷蔵庫・テレビ 申請上限:1点あたり6万円(消費税含む) 1戸あたり総額13万円(送料・設置料・消費税含む) 申請期限:令和9年3月31日まで	場合により必要	○	○	○	○				①応急仮設住宅使用賃貸契約書(写し) ②申請者本人確認書類(写し) ③家電購入にかかる領収書及び家電の種類や型番がわかる書類(写し) ④受取口座を確認できる書類(写し)
住宅等の修繕・補修	住宅の応急修理制度 (土木建設課 72-3921)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急処理について、町が事業者に修理費用を支払います。 ①半壊以上:修理限度額70万6千円 ②準半壊:修理限度額34万3千円 申請期限:令和8年9月30日まで 完了期限:当面設定しない	必要		○	○	○	○	○		①罹災証明書 ②申込書 ③資力に関する申出書 ④被災状況写真 ⑤住宅被害状況に関する申出書 ⑥修理見積書
	危険ブロック塀の撤去に関する補助金 (土木建設課 72-3921)	道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防ぎ、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀を撤去する費用を補助します。 ①限度額:10万円以内 ②4,000円×取壊しブロック塀の面積(m ²)	不要								
宅地等の復旧	被災宅地等復旧支援事業 (土木建設課 72-3921)	地震により被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り、宅地の復旧工事に要する費用の一部を支援します。 ①対象:地震発生時に住宅の用に供されていた宅地 ②対象工事:のり面・擁壁・地盤の復旧工事、地盤改良工事 住宅基礎の傾斜修復工事 ③補助額:対象の工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額 ※補助額の上限 766.6万円(対象工事費1,200万円)	不要								①対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等を含む) ②対象工事の見積書の写し及びその工事費内訳書 ③宅地の被災状況を確認できる資料 ④宅地の所有者(申請者を除く)の承諾書 (複数の所有者が共有している場合に限る) ⑤宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し ⑥宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料
住宅の耐震化	住宅耐震化事業 (土木建設課 72-3921)	地震により被災し、耐震性が低下した木造住宅の耐震化を支援します。 ①対象:被災し、罹災証明(一部損壊以上)が発行された木造住宅 ②対象事業: (1)「耐震診断」、(2)「耐震設計」(3)「耐震改修及び建替え」 ③補助額: (1)「耐震診断」費用の2/3に相当する額以内とし、上限の額は12万円 (2)「耐震設計」費用の2/3に相当する額以内とし、上限の額は20万円 (3)「耐震改修及び建替え」定額補助 310万円 (上限) ※建替え:昭和56年5月31日以前に工事が着工されたものに限り、(公費の解体支援を受けたものは補助対象外)	必要	○	○	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②対象事業の見積書の写し
住宅の耐震化	耐震シェルター設置事業 (土木建設課 72-3921)	地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助を行います。 ①対象住宅:本町の区域内にある木造住宅(戸建て住宅)で、階段が2階以下の住宅 この要綱による補助金の交付を受けていない住宅 中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱又は中能登町住宅耐震化事業補助金交付要綱に基づく補助金の耐震改修工事の交付を受けていない住宅 ②対象者:本町の区域内に住宅を所有する者(所有する予定の者を含む)で、現に居住している者(居住する予定の者を含む) :公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に規定する収入(世帯所得額)が214,000円を超えない世帯の居住者 ③補助金:耐震シェルターは本体及び設置に要する費用の2/3(上限額100万円)	不要								①耐震シェルターの概要(種別、構造、床補強等) ②耐震シェルター設置構造基準で国、地方公共団体、公的試験機関等の適用審査を証明するもの ③耐震シェルター設置工事の見積書 ④対象者要件が確認できる書類(世帯全員の住民票、世帯全員の所得課税証明書、売買契約書等)

【令和6年1月1日発生の能登半島地震における主な支援制度一覧】

中能登町では、地震で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。
 ※最新情報は町ホームページでご確認ください。

各種支援制度を受けるには、手続きが必要です。
 各種手続きは「中能登町役場 行政サービス庁舎」で行っています。
 ※詳しくは、各担当課までお問い合わせください

項目	支援制度名（担当課）	支援内容	罹災証明	罹災証明の基準					必要書類等 円滑にご手続きいただけるよう、 事前にご準備をお願いします。	
				全壊 50%以上	大規模 半壊 40%以上 50%未満	中規模 半壊 30%以上 40%未満	半壊 20%以上 30%未満	準半壊 10%以上 20%未満		一部損壊 10%未満
住宅再建支援	住まい再建・民間賃貸入居支援事業 (土木建設課 72-3921)	被災者が民間賃貸住宅へ入居する際の契約初期費用（敷金・礼金等）を支援します。 (補助額：一律20万円 世帯)	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②世帯全員の住民票 ※再建する住宅に入居する世帯全員のもの ③入居した民間賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し
住宅再建支援	住まい再建・公営住宅入居支援事業 (土木建設課 72-3921)	被災者が公営住宅に入居する際の費用（コンロ・湯沸し器等）を支援します。 (補助額：一律10万円 世帯)	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②世帯全員の住民票 ※再建する住宅に入居する世帯全員のもの ③入居した公営住宅に係る入居決定が確認できる書類
住宅再建支援	住まい再建・転居費用支援事業 (土木建設課 72-3921)	被災者が仮設住宅等から自宅等への転居する際の費用を支援します。 (補助額：一律10万円 世帯) ※みなし仮設及び公営住宅から建設型仮設住宅への転居も対象	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②世帯全員の住民票 ※再建する住宅に入居する世帯全員のもの ③移転先の入居に関する契約書等の写し
住宅再建支援	住まい支援金事業 (住民窓口課 72-3132)	被災者が住宅の新築・購入及び修繕による再建費用を支援します。 支援対象者：次のすべてに該当する世帯 ①中能登町が発行する罹災証明書の区分が半壊以上の世帯 ②町内で住宅を再建（新築・購入・修繕）する世帯 ③新築、購入、修繕などの工事費が、支援制度★の合計額を超える世帯 ★1）被災者生活再建支援金（加算支援金）、2）自宅再建利子助成金、3）応急修理制度 ④町税等を滞納していない世帯 支給額：上限額、または新築、購入、修繕等の工事費の10%、または工事費から支援制度★の合計額を差し引いた額のいずれか低い額 上限額：新築・購入 250万円 修繕 125万円 申請期限：令和10年3月31日 ※ただし、申請は1回限りとなります。	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②世帯全員の住民票 ※再建する住宅に入居する世帯全員のもの ③契約書の写し又は見積書の写し ④領収書の写し ⑤解体・撤去完了通知書の写し ⑥建物の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し ※⑤⑥は新築・購入の場合 ⑦住宅の修繕前及び修繕後の写真 ※⑦は修繕の場合
住宅再建支援	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業 (土木建設課 72-3921)	土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転・建替えに要する経費の一部を支援します。 1 住宅移転費支援事業 対象事業費：土砂災害特別警戒区域から土砂災害特別警戒区域・警戒区域以外への移転に要する費用 ①住宅除却費等 危険住宅の除却、動産の移転経費及び仮住居に要する経費 ②移転経費 移転に要する経費で次に定めるもの 1) 建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費 2) 賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃貸料(1年間) ③住宅建設・購入費等 住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費 支援対象者：土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住していること 令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者 事業の要件：被災住宅を除却し、移転先が石川県内の土砂災害警戒区域外 上限額：1件 300万円（補助率10/10）	不要							①被災住宅の除却後の写真（交付申請時に解体前の場合） ②移転先住宅の平面図、配置図および写真 ③補助対象経費の経費内訳書（別記（添付用）第15号様式） ④補助対象経費の費用を証明する書類（領収書の写し等）
		2 住宅補強費支援事業 対象事業費：現地（土砂災害特別警戒区域内）での建替え（部分建替えを含む）時に必要となる次に掲げる経費 ①工事費用 建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用 ②設計費用 住宅補強工事のための設計に要する費用 支援対象者：土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住していること 令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者で移転が困難な者 上限額：1世帯 150万円（補助率1/2）	不要							①再建した住宅の写真 ②住宅補強工事の完成図書 ③補助対象経費の経費内訳書（別記（添付用）第15号様式） ④補助対象経費の費用を証明する書類（領収書の写し等）
私道の復旧	私道復旧事業 (土木建設課 72-3921)	地震に起因する被害を受け、次の要件の全てを満たす私道（民有地）の復旧工事に要する費用の一部を支援します。 ①対象：(1)一般交通の用に供しているものであること (2)公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。幅員が概ね1.8m以上であること (3)所有者が異なる住宅が連担して2戸以上立ち並んでいるものであること 集落等で維持管理しているものであること ②対象者：私道を管理する自治会または集落等 ③補助額：支援対象経費の2/3（上限額800万円）	不要							①位置図 ②写真（被災状況が確認できるもの） ③工事内容が確認できる書類（設計図書等） ④見積書の写し ⑤登記事項証明書及び字図（公図）